

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月2日（平成30年（独情）諮問第26号）

答申日：平成30年10月24日（平成30年度（独情）答申第35号）

事件名：特定期間に開催された特定学部教授会の議事概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1の一部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月9日付け29新大総第51号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）紙媒体に関する部分について

ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとはいえない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、新潟大学の職員が

その職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり，法5条1号ただし書ハに該当するため，非公開とするのは違法である。

以上の理由から，法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に，当該部分が公開されたとしても，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず，非公開決定は違法である。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては，多岐にわたり，法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら，これら情報が開示されたとしても，それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に，法5条に該当するとされる場合であっても，処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば，その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから，法7条によって，裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

ア 不存在を理由とする非開示について

直近開催分のみ保存の対象としているとして，9月分以外の教授会に関する音声記録については不存在を理由として，非開示決定となっている。

しかしながら，議事概要作成後消去する取扱いとするならば，賛否

はともかく、その理由について理解できなくもないが、直近開催分のみ保存の対象とするというのは、極めて、奇怪かつ合理性のない理由である。例えば、2日連続で教授会が開催された場合でも、1日目の教授会の音声記録は直ちに、消去されるということなのであろうか。

仮に、保存を要しない、あるいは消去する取扱いであったとしても、本件請求時点において、実際に消去されていたかどうかは、別の問題である。直ちに、その録音記録を消去するとは到底考えられず、実際には、これが存在している可能性は極めて高い。法人職員のパソコン、ICレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

イ 音声の不開示について

音声データについては、法5条4号に該当するとして、その全部が不開示であり、その文字起こしした原稿のみが部分的に開示されている。

しかしながら、文字起こしした原稿が部分的であれ、開示可能であるにもかかわらず、その音声データについては、その全てを非公開とするのは、全く持って合理性のない主張である。仮に法5条所定の該当部分が存在するとするならば、音声データ中、当該部分のみを非公開とすれば足りるのであって、その全部を非公開とすることは違法である。

ウ 文字起こししたものの不開示部分について

仮に、音声データの非公開が適法であったとしても、その文字起こししたものの不公開部分の非公開決定は違法である。

発言者については、全て非公開とされているが、誰が、発言したのかということについては、新潟大学職員の職務としての発言であり、それを非公開とする理由はない。そもそも発言者を非開示としておきながら、例えば、その後の発言で前発言者が、「特定個人」たる人物であるとの発言は公開の対象となっており、一貫性も欠いている。

また、その外の非開示部分については、上記(1)の理由がそのまま当てはまるものであるので、これを引用する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録である。

これに対し、休会であった平成29年8月分を除く、5か月分の同会議の請求対象文書について特定し、部分開示した。

(1) 審査請求に係る開示決定等

ア 議事録について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し、以下の記載については不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(ウ) 倫理審査関係委員会の委員名等

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。

(エ) 人事選考情報

法5条4号への人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、不開示とする。

(オ) 学部改組等の現在検討中のもの

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。

(カ) 発言者氏名

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(キ) 予算執行組織（役職名等）の情報

当該教員の研究活動への支障があるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて、不開示とした。

ウ 音声記録について

音声記録は、直近開催分の平成29年9月分のみ保存していたため、4月から7月分は不存在であった。

現存していた9月分の音声記録を開示することは、発言者の声質等から、特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

ただし、当該音声データを文字起こしした原稿について、上記アと同様の不開示事項に該当するもの及び以下の記載については不開示とした上で、部分開示した。

発言者氏名

教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 紙媒体に関する部分について

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

(イ) 学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討に関する記載

学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(ウ) 入試関係情報、人事選考情報及び発言者氏名等に関する記載

入試関係情報、人事選考情報及び発言者氏名等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示

の決定にあたっては、法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

イ 音声データについて

(ア) 本学特定学部教授会の音声記録については、議事概要を作成した後、消去する扱いであったため、直近開催分の平成29年9月分のみを保有していた。

(イ) 何人も開示請求権を有していることから、本件対象文書について、同学部教授会構成員が開示請求を行うことも可能である。その場合、音声データで開示することは、発言者の声質等から、特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから不開示とした決定は、維持すべきであると判断する。

(ウ) 文字起こし原稿の中での発言者について全て不開示とすることについても、同様に今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることを鑑み不開示とした決定は、維持すべきであると判断する。なお、開示資料899、902及び908頁で、本来不開示とすべき発言者氏名を開示したことの過誤は認める。

(上記ア(ア)ないし(ウ)並びにイ(イ)及び(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は、別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから、平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録について、原処分は、維持すべきであると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 第472回教授会資料「平成30年度新潟大学特定学部帰国子女特別入試実施要項(案)」, 「平成30年度新潟大学特定学部帰国子女(10月入学)特別入試実施要項(案)」, 「平成30年度新潟大学特定学部私費外国人留学生特別入試実施要項(案)」, 「平成30年度新潟大学特定学部推薦入試実施要項(案)」及び「平成30年度新潟大学特定学部第3年次編入学及び転部試験実施要項(案)」について

当該部分には、公となっていない当該入試に係る配点内訳部分と採点・合否判定等の日時に係る情報が含まれている。配点内訳部分については、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生

の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

採点・合否判定等の日時部分については、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- (2) 第472回教授会資料「第67回動物実験倫理委員会議事概要(案)」について

当該部分には、公となっていない事務職員の氏名(上から6行目の右側の不開示部分)が含まれている。当該部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、同条1号の不開示理由を追加する。

- (3) 第473回教授会資料「特定学部第3年次編入学試験採点・評価基準」について

当該部分は、公となっていない第3年次編入学試験の採点・評価基準であり、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- (4) 第473回教授会資料「人文社会・教育科学系教員選考委員会の設置について」について

当該部分は、公となっていない人事管理情報であり、これを公にした場合、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるため、法5条4号への不開示理由を追加する。

- (5) 第475回教授会資料「調査報告書」及び文字起こしの調査委員会報告部分のうち1枚目の下から6行目から6枚目の上から18行目までの部分について

当該部分は、調査委員会が懲戒委員会を設置するに十分な事実が存在するか否かについて調査を行った結果である報告書及び当該報告書に係る文字起こし部分である。

当該調査報告書(文字起こし部分を含む。)には、調査の対象となった者の氏名は記載されていないものの、調査の対象となった者に係る情報が詳細かつ具体的に記載されていることから、学内関係者一定範囲の者には、当該調査対象者の氏名を特定することができ、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号の不開示理由を追加する。

- (6) 文字起こしの調査委員会報告部分のうち1枚目の上から6行目、7行目の左側、11行目、12行目、20行目の左側、22行目及び23行目並びに6枚目の下から3行目及び4行目部分について

当該部分は、調査委員会及び懲戒委員会委員の氏名部分であり、これ

らを公にした場合、今後、同種の委員会が設置された際に、関係者等から当該委員への圧力や干渉等が生じ、当該委員会において率直な意見交換ができなくなるだけでなく、今後の委員の選任に際して協力が得られなくなるなど、今後の調査委員会及び懲戒委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きを追加する。

(7) 文字起こし部分の「議題2（学生の個人情報に係る部分）」のうち7枚目の上から8行目ないし15行目部分について

当該部分は、特定学部帰国子女特別入学試験（10月入学）の合否判定に係る情報であり、これを公にした場合、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

(8) 文字起こし部分の「平成30年度開設授業科目について」並びに「平成30年度開設授業科目について及び平成30年度非常勤講師について」のうち教授会構成員の氏名及び発言内容部分について

当該部分は、平成30年度開設授業科目（案）及び平成30年度非常勤講師担当科目（案）に係る情報のうち教授会構成員の氏名及び自由な発言部分が記載されている。これらを公にした場合、教授会構成員の自由な発言が制約され、開講科目編成を含めた教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年9月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年10月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとし、文書2についてはこれを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の全部の開示を求めるとともに、文書2は保有しているとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問

庁は、文書1の不開示理由に法5条4号柱書き及びハを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

文書1の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分16である。

(1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①事務職員に係る情報、②特定学部長表彰対象者に係る情報、③学生の休学、退学、派遣及び留学等に係る情報、④学業成績優秀者奨学金授与者推薦書に係る情報、⑤平成29年度第3年次編入学生及び第2年次転部学生の既修得単位認定に係る情報、⑥平成29年度4月ガイダンス日程・次第メモに係る情報、⑦交流協定に基づく参加学生及び派遣学生の単位認定に係る情報、⑧特別聴講学生の受入れに係る情報、⑨研究生の受入れに係る情報、⑩公的語学試験の単位認定に係る情報、⑪法学検定試験の単位認定に係る情報、⑫平成29年度9月卒業申請者名簿に係る情報、⑬卒業判定資料（9月卒業）特定学部に関する判定基礎資料に係る情報、⑭平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者に係る情報及び⑮平成29年度科目等履修生の受入れに係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は、事務職員の氏名及び所属であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該事務職員の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、公表慣行はないとのことである。そうすると、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、上記①は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭について

(ア) 上記②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭は、学生の氏名、在籍番号、学年、学科、前年度GPA（前年度の学生の成績評価）、前年度修得単位、指導教員、休学及び退学等の理由、休学・派遣・留学等の期間、認定単位数、留学先大学、留学先大学での履修科目、認定授業科目、留学志望理由、検定試験等の名称・成績、在籍年月

数，休学年月数，取得単位数，累積G P A並びに修得単位等であることが認められる。

(イ) 法5条1号本文該当性及び同号ただし書該当性について

上記②，③，④，⑤，⑦，⑩，⑪，⑫，⑬及び⑭は，学生の氏名とともに記載されていることから，一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

a 学生の氏名，在籍番号，学年及び学科部分について

当該部分は，一体として個人識別部分であるから部分開示の余地はない。

b 上記②の前年度G P A及び前年度修得単位について

当該部分については，上記②は，特定学部長表彰対象者に係る情報であることから，当該表彰者である当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の成績等に係る情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

c 上記③の指導教員，休学及び退学等の理由及び休学・派遣・留学等の期間等について

当該部分については，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該学生の休学及び退学等に係る機微な情報又は派遣及び留学候補者として選考中であることが明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

d 上記④の前年度取得単位及び前年度G P Aについて

当該部分については，上記④は，学業成績優秀者奨学金授与者推薦に係る情報であることから，当該授与者である当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の成績等に係る情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

e 上記⑤の認定単位数について

当該部分については，上記⑤は，第3年次編入学生及び第2年

次転部学生に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の修得単位数に係る情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

f 上記⑦の留学先大学、留学先大学での履修科目、認定授業科目及び留学志望理由等について

当該部分については、上記⑦は、交流協定に基づく参加学生及び派遣学生に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の単位認定等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

g 上記⑩及び⑪の検定試験等の名称・成績、認定授業科目及び認定単位数等について

検定試験等の名称・成績等部分については、上記⑩及び⑪は、公的語学試験及び法学検定試験を受験した学生に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の単位認定等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

しかしながら、認定授業科目及び認定単位数部分については、個人を特定できるほどの詳細かつ具体的な情報が含まれているとは認められないことから、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ、法6条2項に基づき、部分開示すべきである。

h 上記⑬の在籍年月数、休学年月数及び取得単位数等について

当該部分については、上記⑬は、特定学部の卒業判定に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の卒業判定に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

i 上記⑭の累積GPA及び修得単位について

当該部分については、上記⑭は、平成29年度特定学部9月卒

業生総代候補者に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の成績等に係る情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(エ) したがって、上記⑩及び⑪の認定授業科目及び認定単位数部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当し、不開示としたことは、妥当である。

エ 上記⑥について

(ア) 上記⑥は、平成29年度4月ガイダンスに出席する個人の氏名であることが認められる。

(イ) 上記⑥は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人は新潟大学OBであり、当該OBが平成29年度4月ガイダンスに出席するという情報及び当該OBの氏名は公表していない旨説明する。

そうすると、上記⑥は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人の氏名は、個人識別部分であるので法6条2項の部分開示の余地もない。

したがって、上記⑥は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記⑧について

(ア) 上記⑧は、特別聴講学生候補者の氏名、国籍、在籍大学及び受入期間等であることが認められる。

(イ) 上記⑧は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑧は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、国

籍及び在籍大学は、一体として個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である受入期間等については、上記⑧は、特別聴講学生受入れに係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が特別聴講学生受入れのための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑧は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑨について

(ア) 上記⑨は、研究生候補者の氏名、国籍、最終学歴、研究題目及び受入期間等であることが認められる。

(イ) 上記⑨は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑨は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、国籍及び最終学歴は、一体として個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である研究題目及び受入期間等については、上記⑨は、研究生受入れに係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が研究生受入れのための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑨は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 上記⑩について

(ア) 上記⑩は、科目等履修生候補者の氏名、最終学歴及び履修科目等であることが認められる。

(イ) 上記⑩は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、個人の氏名及び最終学歴は、個人識別部分であるから法6条2項の部分開示の余地はなく、その余の部分である履修科目等については、上記⑤は、平成29年度科目等履修生受入れに係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が科目等履修生受入れのための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑤は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、個人に係る情報であり、①議事概要及び文字起こし中の平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者に係る情報並びに②平成29年度9月新潟大学特定学部卒業判定対象者数等一覧に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者に係る情報であり、教員の氏名・職名及び卒業生総代候補者の選考方法等に係る情報である。

当該部分は、学生の氏名の記載はないものの、卒業式に参加した学生等であれば当該学生を特定することは可能であるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたくない卒業生総代の選考理由が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者の選考方法等に係る情報及び当該情報の説明者である教員の氏名等であることが認められる。

b 上記①のうち下記cを除く部分については、学生の氏名は記載されていないものの、卒業生総代候補者の選考方法等に係る情報が詳細に記載されているところ、卒業式に参加した学生等であれば当該学生を特定することは可能であるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたくない卒業生総代の選考理由

が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがあると
する諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、上記①のうち下記cを除く部分は、法5条1号本
文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公
にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある
ものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当す
る事情は認められない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたこ
とは妥当である。

- c しかしながら、説明者である教員の氏名等部分は、法5条1号
本文前段に規定する個人の情報であつて、特定の個人を識別す
ることができるものに該当すると認められるが、既に開示されてい
る情報と同一の情報であると認められるので、同号ただし書イに
該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等につい
て、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説
明する。

上記②は、平成29年度9月新潟大学特定学部卒業判定対象者数
等一覧に係る情報である。

当該部分に記載された対象者は少人数であり、新潟大学の関係者
等一定範囲の者には、他の情報と照合することにより、学生が特定
されるおそれがあり、不合格になったことなど他人に知られたくない
情報が明らかになるおそれがある。

- (イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記②は、平成29年度9月新潟大学特定学部卒業判定対象者
に係る申請者数、合格者数及び不合格者数であり、学生の氏名は
記載されていないことが認められる。

また、諮問庁が上記(ア)で説明するとおり、対象者は少人数
であることも認められる。

- b 上記②は、少人数を対象とした卒業判定資料であるので、これ
らを公にした場合、新潟大学の関係者等一定範囲の者には、他の
情報と照合することにより、学生が特定されることは否定し難く、
それらの者に不合格になったことなど卒業判定の結果が明らかと
なり、当該学生の権利利益を害するおそれがあると認められるの
で、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識
別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利
利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

c そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、合格者数部分については、公表されている情報であるが、その余の部分は公表していないとのことである。

そうすると、上記②のうち合格者数部分は、法5条1号ただし書イに該当するので、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められないことから、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 不開示部分3は、入試関係情報であり、①入試欠格事由該当の有無及び連絡先に関する調査に係る情報、②平成30年度入試日程(案)に係る情報、③入試実施要項(案)等に係る情報、④第3年次編入学試験「採点・評価基準」に係る情報並びに⑤平成29年度新潟大学特定学部帰国子女特別入学試験(10月入学)合否判定資料に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、入試欠格事由該当の有無及び連絡先に関する調査であり、教授会構成員に対し、三親等以内の親族又は同居人に本学受験者がいないこと、あるいは、大学受験者に対して受験教科指導等を行っていないこと等を調査するものである。

当該部分は、このような入試に関わる重要機密事項に関わる調査であるので、公にすることにより、入学試験に関わる情報が漏洩するおそれがあり、入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号ハに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、入試欠格事由該当の有無及び連絡先に関する調査の回答の締切日であることが認められる。

b 入試欠格事由該当の有無及び連絡先に関する調査の依頼日は、開示部分から既に明らかになっているところ、上記①は、当該調査の回答の締切日にすぎないので、これを公にしても、入学試験に関わる情報が漏洩するおそれ及び入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記①は法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は、平成30年度入試日程(案)に係る情報であり、出願期間、合格発表及び入学手続の日程案であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記②の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、入試日程に係る検討段階の情報であり、これらを公にした場合、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとのことである。

しかしながら、当該部分は他の開示部分から容易に推認できる情報であり、かつ、今後行われる入試日程に係る情報は、一般に当該入試に係る学生募集要項等で明らかにされるものであるため、その案にすぎない当該部分を公にしても、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められないから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

エ 上記③について

(ア) 上記③は、(i) 試験の日時部分、(ii) 入学試験実施に伴う委員等部分、(iii) 試験の配点内訳部分、(iv) 入試作業のスケジュール部分及び(v) 入試方法案部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

a 上記(i)は、試験の日時部分であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記(i)の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、入試日程に係る検討段階の情報であり、これらを公にした場合、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとのことである。

b しかしながら、上記(i)は試験の日時にすぎず、今後行われる入試の日時に係る情報は、一般に当該入試に係る学生募集要項等で明らかにされるものであるため、その案にすぎない当該部分を公にしても、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められないから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記(ii)について

a 上記(ii)は、入学試験実施に伴う委員等に関する部分であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記(ii)の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、入学試験実施に伴う担当委員に係る検討中の情報であり、これらを公にした場合、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとのことである。

b しかしながら、上記(ii)は入学試験実施に向けて担当する委

員等に係る情報であるものの、担当者が特定できるほどの具体的な記載はなく、これらを公にしても、受験生の受験準備等に影響を及ぼすものとはいえ、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 上記 (iii) について

- a 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

配点内訳部分については、公になっておらず、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- b 上記 (iii) は、入学試験における配点内訳部分であることが認められる。

上記 (iii) は、公になっていないとのことであるので、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記 (iii) は法5条4号ハに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) 上記 (iv) について

- a 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

採点・合否判定等の日時部分については、公になっておらず、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- b 上記 (iv) のうち下記 c を除く部分は、入学試験における採点・合否判定等の日時部分であることが認められる。

当該部分は、入学試験の採点・合否判定等に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- c しかしながら、上記(iv)のうち平成30年度新潟大学特定学部帰国子女(10月入学)特別入試実施要項(案)の下から1行目部分は、既に開示されている情報と同様の情報であるので、当該部分を公にしても、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められず、また、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(カ) 上記(v)について

- a 上記(v)は、平成30年度特別入試方法(私費外国人留学生)(案)であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記(v)の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、平成30年度特別入試(私費外国人留学生)の入試方法案に係る検討中の情報であり、これらを公にした場合、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとのことである。
- b しかしながら、上記(v)は、学生募集要項等に記載されるような一般的な内容であり、かつ、今後行われる入試の実施方法は、一般に当該入試に係る学生募集要項等で明らかにされるものであるので、その案にすぎない当該部分を公にしても、受験生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められない。

したがって、上記(v)は法5条3号に該当せず、開示すべきである。

オ 上記④について

- (ア) 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、公となっていない第3年次編入学試験の採点・評価基準であり、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- (イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記④は、特定学部第3年次編入学試験「採点・評価基準」で

あることが認められる。

- b 上記④は、公になっていない採点・評価基準であるので、これを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記④は法5条4号ハに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑤は、平成29年度特定学部帰国子女特別入学試験（10月入学）の合否判定資料である。

当該部分を公にすることで、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

- (イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記⑤は、特定学部帰国子女特別入学試験（10月入学）の合否判定資料及び文字起こし中の当該資料の説明部分であり、いずれの部分にも、受験者の受験番号及び小論文や面接の得点等の記載が認められる。

- b 上記⑤は、特別入学試験における合格者を判定するための詳細な情報であるので、これらを公にした場合、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑤は法5条4号ハに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分4について

- ア 不開示部分4は、①入学試験委員会（特定学部）、②入学試験問題

点検委員会，③動物実験倫理委員会，④心理学研究倫理審査委員会，⑤入学試験委員会（全学），⑥入学試験実施委員会，⑦医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会，⑧医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会，⑨医歯学総合病院認定再生医療等委員会，⑩入学資格審査検討専門委員会及び⑪人を対象とする研究等倫理審査委員会の委員の氏名等であることが認められる。

イ 上記①，②，⑤及び⑥について

（ア）当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

上記①は，特定学部における入学試験実施に関する事項を審議するための委員会である入学試験委員会委員の氏名・職名等であり，上記②は，特定学部における入学試験問題の点検を審議するための委員会である入学試験問題点検委員会委員の氏名・職名等であり，上記⑤は，新潟大学における入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項等を審議するための全学の委員会である入学試験委員会の委員の氏名・職名等であり，上記⑥は，新潟大学入学者の選抜方法，入学試験の運営等を審議するための委員会である入学試験実施委員会の委員の氏名・職名等であり，いずれの委員の氏名も公表されていない。

当該部分を公にした場合，入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

a 上記①は，入学試験委員会（特定学部）委員の氏名・職名等であり，上記②は，入学試験問題点検委員会委員の氏名・職名等であり，上記⑤は，入学試験委員会（全学）委員の氏名・職名等であり，上記⑥は，入学試験実施委員会委員の氏名・職名等であることが認められる。

b 上記①，②，⑤及び⑥は，入学試験に係る機密情報を知り得る立場の委員の氏名等であるので，当該部分を公にした場合，当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記①，②，⑤及び⑥は法5条4号ハに該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 上記③について

（ア）当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等につい

て、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記③は、動物実験倫理委員会委員の氏名・職名等及び動物実験倫理委員会議事概要中の非常勤職員の氏名部分である。

上記委員会は、動物実験計画の実施状況及び実験動物の飼養保管状況等を審議又は調査し、学長に報告等するための委員会であり、上記委員会委員の氏名は公表されていない。

動物実験に関しては、動物実験を行っている機関が不法侵入された実例が報道されていることなどから、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、動物実験に関し上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当する。

また、非常勤職員の氏名部分は、公表慣行はなく、法5条1号ただし書口及びハにも該当せず、同号に該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、(i) 動物実験倫理委員会委員の氏名・職名等及び
(ii) 非常勤職員の氏名であることが認められる。

b 上記③の(i)は、動物実験計画の実施状況及び実験動物の飼養保管状況等を審議又は調査する委員会の委員の氏名等であり、動物実験を行っている機関が不法侵入された実例があること等を踏まえると、当該部分を公にした場合、動物実験に関し同委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、動物実験倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記③の(i)は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

c 上記③の(ii)は、非常勤職員の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記③の(ii)は法5条1号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説

明する。

上記④は、心理学研究倫理審査委員会委員の氏名・職名等であり、同委員会、人文社会科学系に所属する教員等が行う心理学研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性を審査するための委員会である。同委員会委員の氏名等は公になっていない。

上記委員会は、研究の対象となる個人の人権擁護等に配慮して審査を行っているものの、申請者である教員が進めようとしている研究が、上記委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があるため、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記④は、心理学研究倫理審査委員会委員の氏名・職名等であることが認められる。

b 上記④は、申請者である教員が進めようとしている研究が、上記委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があることを踏まえると、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記④は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記⑦及び⑪について

(ア) 上記⑦は、医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会委員の氏名等であり、上記⑪は、人を対象とする研究等倫理委員会委員の氏名等であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記⑦及び⑪の不開示理由等について、改めて確認させたところ、医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会及び人を対象とする研究等倫理委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する旨説明するものの、いずれの委員会委員の名簿も公開されているとのことである。また、不開示とする具体的な説明までは得られなかった。

そうすると、上記⑦及び⑪は、医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会及び人を対象とする研究等倫理委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

カ 上記⑧及び⑨について

(ア) 上記⑧は、医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会委員の氏名等であり、上記⑨は、医歯学総合病院認定再生医療等委員会委員の氏名等であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記⑧及び⑨の不開示理由等について、改めて確認させたところ、医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会及び医歯学総合病院認定再生医療等委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する旨説明するものの、医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会は、規定上、議事要旨が公開されることとなっており、かつ、当該議事要旨中において委員の氏名が公開されることとなっているとのことであり、医歯学総合病院認定再生医療等委員会は、規定上、委員名簿が公開されることとなっているとのことである。また、不開示とする具体的な説明までは得られなかった。

そうすると、上記⑧及び⑨は、医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会及び医歯学総合病院認定再生医療等委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑩について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑩は、入学資格審査検討専門委員会委員の氏名等であり、同委員会は、文部科学大臣が指定する高等学校等以外の学校を卒業（卒業見込みを含む。）した者が受験を希望する際に、その受験資格を審査する委員会であり、同委員会委員の氏名は公表されていない。

当該部分を公にした場合、入学試験の受験資格を審査する立場である上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑩は、入学資格審査検討専門委員会委員の氏名・職名等であることが認められる。

b 上記⑩は、入学試験の受験資格を審査する立場の委員の氏名等であるので、当該部分を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は

首肯できる。

したがって、上記⑩は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 不開示部分5は、人事選考情報であり、①教員定員要求書に係る情報、②教員選考結果に係る情報、③教員選考結果に係る情報（個人の情報）、④特定組織教員選考委員会の設置に係る情報及び⑤全学教員定員調整委員会に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

新潟大学では、各教員所属組織において教員を採用等する場合、当該各組織から全学教員定員調整委員会に教員定員配置の発議（教員定員の要求）を行い、同委員会において承認される必要がある。

上記①は、各教員所属組織から全学教員定員調整委員会の教員定員の要求を行うための情報であり、(i)教員定員要求時の定員の使用状況、(ii)要求する職名及び(iii)採用予定年月日等である。

いずれも公になっていない人事管理情報であり、これらが外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、(i)教員定員要求時の定員の使用状況、(ii)要求する職名及び(iii)採用予定年月日であることが認められる。

b 上記①の(i)は、公になっていない人事管理情報であり、これを公にした場合、当該人事管理情報が外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①の(i)は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

c 上記(ii)及び(iii)は、人事管理情報であると認められるものの、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、公募人事である場合の当該部分の公表の有無について、改めて確認させたところ、当該不開示部分のうち第471回特定学部教授会の教員定員要求書中の職名・採用予定年月日部分及び第214回人文社会・教育科学系運営委員会（議事概要）中の職名部分並びに第472回特定学部教授会の第147回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議議事概要（案）中の職名部分は、公募人事に係る部分で

あり、公表されている情報とのことである。

そうすると、上記（ii）及び（iii）のうち諮問庁が上記により公表されている情報であると説明する部分を除く部分は、上記bと同様の理由により、法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

d しかしながら、諮問庁が上記cにより公表されている情報であると説明する部分は、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとは認められないので、法5条4号へに該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

（ア）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記②は、特定組織において審議された人事情報のうち採用予定者の氏名、採用予定の職名及び所属している機関名等部分である。

いずれも公になっていない人事管理情報であり、これらが外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

なお、いずれも選考中の情報である。

（イ）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記②は、採用予定者の氏名、採用予定の職名及び所属している機関名等であることが認められる。

b 上記②は、公になっていない人事管理情報であるので、上記イ（イ）bと同様の理由により、法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

（ア）上記③は、採用予定者の氏名、現職、生年月日、採用予定の職名、採用予定年月日及び任期等であることが認められる。

（イ）上記③は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該部分は公表慣行がない旨説明する。そうすると、上記③は、公表慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、採用予定者の氏名、現職及び生年月日は、一体として個人識別部分であることか

ら部分開示の余地はなく、その余の部分である採用予定の職名、採用予定年月日及び任期等については、上記②は、採用予定者に係る情報であることから、当該採用予定者の所属する機関の関係者及び知人といった一定範囲の者には、当該採用予定者の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、それらの者に当該採用予定者が採用等のための選考中であるという機微な情報が明らかとなって、当該採用予定者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記③は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記④について

(ア) 当該部分は、原処分において、法5条4号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、公となっていない人事管理情報であり、これを公にした場合、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるため、法5条4号への不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記④は、教員選考委員会委員の氏名、職名及び専門分野並びに委員の構成であることが認められる。

b 上記④は、公になっていない人事管理情報であるので、上記イ(イ) bと同様の理由により、法5条4号へに該当し、同号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑤は、特定教員組織が教員人事の選考結果を全学教員定員調整委員会に報告するもののうち採用候補者の氏名・現職部分である。

当該報告を経て、特定組織から学長に教員候補者として推薦を行い、学長が発令手続を行うこととなるので、上記⑤は、公になっていない選考中の情報である。

このような人事管理情報を公にした場合、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑤は、採用候補者の氏名及び現職部分であることが認められる。

b 上記⑤は、公となっていない人事管理情報であるので、上記イ（イ）bと同様の理由により、法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 不開示部分6は、組織改組等に係る情報であり、①新潟大学の大学院教育改革等に係る情報、②特定学部の改組（カリキュラム改編）に係る情報、③改組案への質問と考え方に係る情報、④平成29年5月17日意見照会に対する回答に係る情報、⑤大綱化入学者選抜システム等導入に係る情報、⑥基礎資料に基づく改革案骨子に係る情報、⑦基礎資料（各方面からの示唆・要請に対する対応）に係る情報、⑧特定学部改革案（3学部共通改革案含む）に係る情報及び⑨文字起こし中の学部長の説明であることが認められる。

イ 上記①、②、⑤、⑥及び⑧について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、大学院教育改革等に係る審議中の情報であり、上記②は、特定学部改組（カリキュラム改編）に係る審議中の情報であり、上記⑤は、学部入試改革に係る審議中の情報であり、上記⑥は、特定学部改革案骨子に係る審議中の情報であり、上記⑧は、特定学部を含む3学部改組に係る審議中の情報である。

このような未成熟な情報を公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、大学院教育改革等に係る審議中の情報であり、上記②は、特定学部改組（カリキュラム改編）に係る審議中の情報であり、上記⑤は、学部入試改革に係る審議中の情報であり、上記⑥は、特定学部改革案骨子に係る審議中の情報であり、上記⑧は、特定学部を含む3学部改組に係る審議中の情報であることが認められる。

b 上記①、②、⑤、⑥及び⑧は、審議中の未成熟な情報であるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①、②、⑤、⑥及び⑧は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記③は、特定学部の改組に係る情報等に関する教授会構成員の質問及び当該質問に対する回答を取りまとめたものである。

当該情報は、今後の特定学部改組に向けての検討資料に位置付けられるものであり、また、教授会構成員からの様々な主観的な意見や未確定の情報等が記載されているので、これを公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、特定学部の改組に係る情報等に関する質問及び当該質問に対する回答部分であることが認められる。

b 上記③は、検討中の未成熟な情報であるので、上記イ(イ) bと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記④は、大学改革・大学評価委員会の下に設置した学系再編作業委員会において検討している教員所属組織の再編案について、同委員会委員に対して意見及び提案を求め、取りまとめたもののうち同委員会委員の氏名・所属部分である。

上記委員会委員の具体的な提案や意見等が既に開示されているので、上記委員会委員の氏名・所属を公にした場合、今後、上記委員会において、上記委員会委員の発言が制約されるなど、上記委員会の決定に影響を及ぼすこととなり、上記委員会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記④は、教員所属組織の再編案についての意見照会に対する回答を行った学系再編委員会委員の氏名・職名部分であることが認められる。

b 上記④は、上記委員会委員の具体的な提案や意見等が既に開示されていることを踏まえると、上記委員会委員の氏名・所属を公にした場合、今後、上記委員会において、上記委員会委員の発言が制約されるなど、上記委員会の決定に影響を及ぼすこととなり、上記委員会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記④は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記⑦について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑦は、外部からの要請等に対しての特定学部の状況及び対応案をまとめた資料であり、公となっていない特定学部固有の内部情報等が不開示となっている。

これらを公にした場合、公となっていない特定学部固有の内部情報等が明らかとなり、特定学部の組織運営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑦は、外部からの要請等に対しての特定学部の状況及び対応案であり、特定学部固有の内部情報等であることが認められる。

b そうすると、これらを公にした場合、公となっていない特定学部固有の内部情報等が明らかとなり、特定学部の組織運営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑦は法5条4号柱書きに該当し、同号へについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑨について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑨は、文字起こし中の学部長の説明部分であり、特定学部の改組に係る不確定な情報が記載されている。

特定学部の改組の検討は今後も継続することとなるので、このような不確定な情報を公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑨は、学部長の特定学部の改組に係る説明部分であることが認められる。

b 上記⑨は、不確定な検討中の情報であるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問

庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑨は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、議事概要及び文字起こし中の発言者の氏名・職名及び発言中の教授会構成員の氏名等であり、当該部分が公になった場合、今後の教授会において、教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、(i) 議事概要中の発言者の氏名等、(ii) 文字起こし中の発言者の氏名等及び(iii) 文字起こし中の発言部分のうち教員の氏名等部分であることが認められる。

なお、当審査会において、本件開示実施文書を確認したところ、文字起こし部分の34枚目の上から9行目部分がマスキング処理されて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」欄を見ると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(イ) 上記(i)は、審議事項等に対する主観的な意見を発言した教員の氏名等であるところ、当該発言内容は既に開示されていることが認められる。

そうすると、発言者の氏名等が公になった場合、発言者の主観的な意見内容が明らかとなるので、今後の教授会において、教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記(i)は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記(ii)のうち文字起こし部分の16枚目の上から16行目、21行目及び30行目、17枚目の上から4行目、9行目、16行目及び20行目、18枚目の8行目、17行目及び26行目、19枚目の下から3行目、22枚目の下から6行目並びに23枚目の上から4行目は、審議事項等に対する主観的な意見を発言した教員の氏名等であるところ、当該発言内容は既に開示されていることが認

められる。

そうすると、発言者の氏名等が公になった場合、主観的な意見内容等を発言した教員が明らかとなるので、当該部分は、上記（イ）と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記（ii）のうち文字起こし部分の1枚目の上から3行目、14行目、17行目及び19行目、6枚目の上から19行目及び32行目、7枚目の上から1行目、7行目、16行目、19行目、21行目及び29行目、8枚目の上から12行目、16行目及び18行目、9枚目の上から1行目、3行目、14行目、16行目、20行目、24行目及び27行目、10枚目の上から1行目、6行目、11行目、15行目及び17行目、15枚目の下から3行目及び1行目、16枚目の上から13行目、19行目及び24行目、17枚目の上から2行目、7行目、12行目及び18行目、18枚目の上から1行目、3行目、13行目及び23行目、21枚目の上から10行目、22枚目の下から8行目及び1行目、23枚目の上から8行目、12行目、16行目及び18行目、25枚目の上から2行目、26枚目の上から4行目、27枚目の上から5行目、19行目及び32行目、28枚目の上から7行目及び14行目、29枚目の上から5行目及び9行目、34枚目の上から1行目、17行目及び30行目、35枚目の上から10行目、16行目、28行目及び30行目並びに36枚目の上から8行目部分は、既に開示されている議事概要、議事次第及び発言内容等から推認できる部分並びに業務連絡にすぎない発言部分の発言者の氏名等部分であるので、これを公にしても、今後の教授会において、教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(オ) 上記（iii）は、既に開示されている議事概要、議事次第及び発言内容等から推認できる部分並びに議事録確認を行う者の氏名等にすぎない部分であるので、これを公にしても、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(8) 不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、平成29年度に追加で授業科目を開設するための情報のうち科目名、開講時期及び担当教員部分である。

これらを公にした場合、その内容に変更があった場合に学生が混乱する可能性があるため、授業科目開設に係る業務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、平成29年度の授業科目開設予定の科目名、開講時期及び担当教員であることが認められる。

(イ) 当該部分は、原処分時点において、開講されている授業科目であり、担当教員欄には、具体的な担当教員の氏名の記載が認められないので、これらを公にしても、学生が混乱し、授業科目開設に係る業務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(9) 不開示部分9について

ア 当該部分は、名誉教授候補者選考のための情報のうち個人の氏名及び退職年度部分であることが認められる。

イ 当該部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、新潟大学は、名誉教授候補者選考に係る情報は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、新潟大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名及び退職年度は、個人識別部分であることから部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、各教員への予算配分に係る情報のうち教員の氏名・職名等部分である。

当該部分は、特定学部所属の各教員に割り当てられる個々の予算状況であるため、これらを公にした場合、他大学に特定学部所属教員の予算状況が知られることとなり、特定学部所属教員の引き抜きを容易

に行うことが可能となり、特定学部の人員配置など組織運営に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、特定学部所属の教員の氏名・職名等部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、個々の教員に対応した予算等が既に開示されていることを踏まえると、これらを公にした場合、他大学に特定学部所属教員の予算状況が知られることとなり、特定学部所属教員の引き抜きを容易に行うことが可能となり、特定学部の人員配置など組織運営に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(11) 不開示部分11について

ア 当該部分は、調査委員会及び懲戒委員会に係る情報であり、①議事概要中の学生に係る情報、②議事概要及び文字起こし中の調査委員会委員等に係る情報並びに③調査報告書に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、調査委員会の設置の契機となった事柄に係る情報であることが認められる。

(イ) しかしながら、上記①には、特定の個人を識別することができるほどの詳細かつ具体的な記載及び個人の権利利益を害するような記載は認められないので、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められない。

したがって、上記①は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記②は、調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等であり、公にした場合、今後、同種の委員会等が設置された際に、関係者等から当該委員への圧力や干渉等が生じ、当該委員会等において率直な意見交換ができなくなるだけでなく、今後の委員の選任に際して協力を得られなくなるなど、調査委員会等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する。

(イ) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

a 上記②には，(i) 議事概要中の調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等部分並びに(ii) 文字起こし中の調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等部分であることが認められる。

b 上記(i)は，学生の事件・事故等が生じた際に学部長が設置する委員会の委員であり，これらを公にした場合，調査委員会等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(ア)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記②の(i)は法5条4号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

c 上記(ii)は，上記bと同様の理由により，法5条4号柱書きに該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

上記③は，調査委員会が懲戒委員会を設置するに十分な事実が存在するか否かについて調査を行った結果である報告書及び当該報告書に係る文字起こし部分である。これを公にした場合，学内関係者等一定範囲の者には，他の情報と照合することにより，当該調査対象者が特定されるおそれがあり，これらの者に他人に知られたくない調査委員会報告書の機微な内容が明らかとなつて，当該調査対象者の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

a 上記③は，(i) 調査委員会報告書の内容に係る情報及び(ii) 文字起こし中の当該報告書の説明部分であることが認められる。

また，調査の対象となつた者の氏名はいずれの部分においても，記載されていないことが認められる。

b 上記③の(i)は，調査の対象となつた者の氏名は記載されていないものの，調査の対象となつた者に係る情報が詳細かつ具体的に記載されていることが認められ，これを公にした場合，学内関係者等一定範囲の者には，他の情報と照合することにより，当該調査対象者が特定されるおそれがあり，これらの者に他人に知られたくない調査委員会報告書の機微な内容が明らかとなつて，当該調査対象者の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、上記③の（i）は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、上記③の（i）は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 上記③の（ii）は、上記bと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（12）不開示部分12について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

一般社団法人国立大学協会は、全ての国立大学法人が会員となっている組織であり、各国立大学法人の業務の推進における必要な事業等を行っている。

不開示部分12は、一般社団法人国立大学協会通常総会の議事内容及び当該議事内容に関する手書きメモ部分であり、これらは検討中の事項であるので、これを公にした場合、今後の一般社団法人国立大学協会に係る業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学法人における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

（ア）当該部分は、一般社団法人国立大学協会通常総会の議事内容及び手書きメモ部分であることが認められる。

（イ）そこで、諮問庁から一般社団法人国立大学協会通常総会における議事次第の提示を受け、当審査会において、その内容を確認したところ、不開示部分12のうち手書きメモを除いた部分は、議事次第に記載されている内容と同様の内容であることが認められ、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該議事次第の公表慣行について、確認させたところ、当該議事次第は記者等に配布されている旨説明する。

また、不開示部分12のうち手書きメモ部分については、既に公表されている内容や一般的なスケジュール等を示しているものにすぎないことが認められる。

そうすると、不開示部分12は、公にしても、今後の一般社団法人国立大学協会に係る業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学

法人における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(13) 不開示部分13について

ア 当該部分は、(i)平成30年度特定学部開設授業科目(案)の平成30年度以降入学者に係る科目名、(ii)文字起こし中の当該案の説明部分並びに(iii)文字起こし中の当該案に対する意見を発言した者の氏名等及びその発言内容部分であることが認められる。

イ 上記(i)及び(ii)について

(ア)当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、平成30年度特定学部開設授業科目(案)であり、公にすることにより、その内容に変更があった場合に学生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがある。

(イ)以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記(i)及び(ii)は、検討中の平成30年度以降入学者に係る科目名部分であるが、今後実施される授業科目に係る情報は、一般にシラバス等で明らかにされるものなので、当該部分を公にしても、学生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとは認められない。

したがって、上記(i)及び(ii)は法5条3号に該当せず、開示すべきである。

ウ 上記(iii)について

(ア)上記(iii)は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、教授会構成員の氏名及び自由な発言部分が記載されており、これらを公にした場合、教授会構成員の自由な発言が制約され、開講科目編成を含めた教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(イ)以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記(iii)は、審議事項等に対する主観的な意見を発言した教員の氏名等及びその発言内容等であるので、これらを公にした場合、教授会構成員の自由な発言が制約され、開講科目編成を含めた教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記(iii)は法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(14) 不開示部分14について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、全学教員配置調整委員会における検討中の情報であり、これを公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、文字起こし中の全学教員配置調整委員会の報告事項部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、既に開示されている部分から推認できる情報であると認められるので、公にすることにより、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(15) 不開示部分15について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

全国国公立大学特定学部連絡会議は、国公立大学特定学部関係者が特定学部に関わる諸課題について意見交換を行う会議である。

不開示部分15は、担当教員が出席した全国国公立大学特定学部連絡会議の協議事項の議論についての報告部分であり、各大学の検討中の情報や様々な意見等の記載がある。当該会議は非公開を前提として議論が行われているため、これらを公にすると、今後、同会議において、出席者の発言が制約されるなど、同会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、文字起こし中の全国国公立大学特定学部連絡会議の報告事項部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、各大学の検討中の情報や様々な意見等の記載であるので、これらを公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(16) 不開示部分16について

ア 当審査会が、諮問庁に対し、開示決定等に係る法人文書の提示を求めたところ、諮問庁からは、音声記録（不開示部分16）は廃棄しているため、提示できないとの回答があった。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該音声記録の廃棄の経緯等について、確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 平成29年9月開催の教授会において、特定学部事務担当者が、ICレコーダーを用いて議事内容を録音し、本件開示請求（平成29年9月14日受付）後に文字起こしを作成したものの、当該事務担当者が、平成29年10月末日頃に音声記録を誤って廃棄してしまったことが判明し、特定学部担当部署の共有フォルダや担当者のパソコン等にその複製されたものが存在していないかを確認しつつ、データの復元処理を行ったが、復元可能なデータに該当するものはなく、その存在を確認することはできなかった。

(イ) なお、原処分時点（平成29年11月9日）では、既に当該音声記録は存在していなかったが、特定学部担当部署ではその存在を確認することなく、当該音声記録の性格等を勘案して、全部不開示とした。

イ 上記処分庁の対応については、下記5の付言のとおりであるが、いずれにしても、音声記録に関しては、既に廃棄されていることから、結果的に、これの開示を求める旨の審査請求は、請求の利益が存在するとは認められず却下せざるを得ないと考えられるので、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

3 文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 教授会の議事概要は、本学職員の手書きで取ったメモにより作成しているが、手書きメモだけでは確認できない部分があるので、音声記録を使用しているものである。担当職員は、ICレコーダーを使用して録音したものをパソコンに保管することなく、議事概要を作成し、音声記録が不用となった段階で消去しているものであり、文書2においても、議事概要を作成し、既にその役割を終えて廃棄しているものである。

念のため、担当職員の所属する担当部署を探索したものの、文書2は確認できなかった。

イ したがって、文書2は保有していない。

(2) 文書2を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、新潟大学において文書2を保有しているとは認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、上記2(16)のとおり、開示決定等に係る法人文書である音声記録を開示請求後に廃棄したことが判明したものである。これは明らかに違法という外なく、本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、新潟大学特定学部のみならず、新潟大学のどの部署においても生じる可能性があるものとして、今後は、新潟大学全体において開示決定等に係る法人文書の廃棄等という事態を絶対に起こさぬよう日頃の文書管理を徹底することが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、3号、4号及び同号へに該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が不開示とされた部分は同条1号、3号、4号並びに同号柱書き、ハ及びへに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ及びへに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、また、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

文書1 平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の議事概要及び資料並びに同月に開催された特定学部教授会の音声記録

文書2 平成29年4月から8月までに開催された特定学部教授会の音声記録

別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分
不開示部分1 個人に係る情報（法5条1号本文前段情報） ①事務職員に係る情報 ②特定学部長表彰対象者に係る情報 ③学生の休学，退学，派遣，留学等に係る情報 ④学業成績優秀者奨学金授与者推薦書に係る情報 ⑤平成29年度第3年次編入学生及び第2年次転部学生の既修得単位認定に係る情報 ⑥平成29年度4月ガイダンス日程・次第メモに係る情報 ⑦交流協定に基づく参加学生及び派遣学生の単位認定に係る情報 ⑧特別聴講学生の受入れに係る情報 ⑨研究生の受入れに係る情報 ⑩公的語学試験の単位認定に係る情報	① 法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。なお，非常勤職員の氏名については，「情報公開に関する連絡会議申合せ」（H17.8.3）により，不開示とすることとしている。 ② 在籍番号及び氏名は個人を識別することができる情報であり，前年度GPA及び前年度修得単位は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が各学年とも少人数であるため，通常入手し得る情報によって個人	1号	⑩及び⑪ 認定授業科目及び認定単位数部分（607頁及び609頁）

	<p>⑪法学検定試験の単位認定に係る情報</p> <p>⑫平成29年度9月卒業申請者名簿に係る情報</p> <p>⑬卒業判定資料（9月卒業）特定学部に関する判定基礎資料に係る情報</p> <p>⑭平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者に係る情報</p> <p>⑮平成29年度科目等履修生の受入れに係る情報</p>	<p>を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>③（79頁及び851頁）</p> <p>在籍番号及び氏名は個人を識別することができる情報であり、学年、学科、指導教員、休学（退学、復学、履修期間）年月日及び理由は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が各学年とも少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にするこ</p>		
--	---	--	--	--

		<p>とにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」 （法5条1号）に該当する。 （227頁及び611頁） 学生の学籍番号，氏名は，人を識別することのできる情報であり，指導教員，留学期間，留学先大学名及び身分は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」 （法5条1号）に該当する。 （329頁） 学生の在籍番号及び氏名は，人を識別することのできる情報</p>		
--	--	--	--	--

		<p>であり、学生学年、学科、指導教員、休学期間及び理由は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>④ 在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり、前年度修得単位数及び前年度におけるGPAは、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が各学年とも少人数であるため、通常</p>		
--	--	--	--	--

		<p>入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>⑤ 在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり、教養教育に関する科目、専門教育に関する科目は他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>れがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p> <p>⑥ 個人に関する情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑦(369頁, 371頁, 617頁及び727頁) 学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学生の学年、留学先大学、留学先大学での履修科目、期間及び時間数、本学での認定授業科目並びに認定単位は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特</p>		
--	--	---	--	--

		<p>定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>（875頁）</p> <p>交換留学志望理由書は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>（885頁及び886頁）</p> <p>個人の入試結果は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定され</p>		
--	--	--	--	--

		<p>ることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>⑧（453頁，613頁及び729頁） 学生の氏名は，個人を識別することのできる情報であり，学生の国籍，性別，在籍大学名及び在学身分，受入期間，本大学での身分は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該</p>		
--	--	---	--	--

		<p>当する。</p> <p>(886頁)</p> <p>個人の入試結果は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p> <p>⑨</p> <p>学生の氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学生の国籍、性別、最終学歴、指導教員、研究題目及び受入期間は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特</p>		
--	--	--	--	--

		<p>定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>⑩ 在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学年、検定試験等の名称、成績、認定する授業科目、認定単位数及び備考は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p>		
--	--	--	--	--

		<p>⑪ 在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、級別、認定する授業科目、認定単位数及び備考は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p> <p>⑫ 在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、法5条1号に該当する。</p> <p>⑬ (721頁及び723頁) 判定基礎資料は、個人に関する情報であ</p>		
--	--	---	--	--

		<p>り、また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きから八までに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>(884頁)</p> <p>個人の入試結果は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p> <p>⑭</p> <p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>れがある。また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑮ 学生の名は、個人を識別することのできる情報であり、最終学歴、履修科目等、在学期間は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」</p>		
--	--	--	--	--

		(法5条1号)に該当する。		
不 開 示 部 分 2	個人に係る情報(法5条1号本文後段情報(ただし、①のうち教員の氏名等部分は法5条1号本文前段情報)) ①議事概要及び文字起こし中の平成29年度特定学部9月卒業生総代候補者に係る情報 ②平成29年度9月新潟大学特定学部卒業判定対象者数等一覧に係る情報	①(697頁) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。(原文ママ) (904頁) 卒業生総代候補は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも	1号	① 説明者である教員の氏名等部分(697頁) ② 合格者数部分(719頁)

		<p>の」(法5条1号)に該当する。</p> <p>② 卒業判定対象者数等一覧(申請者数, 合格者数, 不合格者数)は, 他者に知られると本人に不利益となる情報であって, 通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても, 一部の者には個人を特定されることが可能であるので, 「特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p>		
不 開 示 部 分 3	<p>入試関係情報</p> <p>①入試欠格事由該当の有無及び連絡先に関する調査に係る情報</p> <p>②平成30年度入試日程(案)に係る情報</p> <p>③入試実施要項(案)等に係る情報</p> <p>④第3年次編入学試験「採点・評価基準」に係る情報</p> <p>⑤平成29年度新潟</p>	<p>① 入学試験の実施及びその準備に関する日程であり, 当該情報が開示されると, 入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条4号により不開示とする。</p> <p>② 平成30年度入試日程における公表していない日程は, 検討</p>	<p>① 4号</p> <p>② 3号</p> <p>③ 3号</p> <p>ただし, 配点内訳部分及び採点・合否判定等の日時部分は補充理由説明書において4号ハ</p>	<p>① 全ての不開示部分(4頁)</p> <p>② 全ての不開示部分(179頁)</p> <p>③ 試験の日時部分(191頁, 197頁, 201頁及び207頁)</p>

	<p>大学特定学部帰国子女特別入学試験（10月入学）合否判定資料に係る情報</p>	<p>段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>③（191頁及び197頁） 試験日程，入学試験実施に伴う委員，配点及び学務委員会等の開催日時は，検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。（199頁） 私費外国人留学生特別入試選抜方法について（案）は，検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。（201頁） 試験日程，入学試験実施に伴う委員，配</p>	<p>を追加</p> <p>④ 3号 ただし，補充理由説明書において4号ハを追加</p> <p>⑤ 教授会資料部分は4号文字起こし部分は1号 ただし，文字起こし部分は補充理由説明書において4号ハを追加</p>	<p>入学試験実施に伴う委員等部分（191頁，197頁，201頁207頁及び213頁） 平成30年度新潟大学特定学部帰国子女（10月入学）特別入試実施要項（案）の下から1行目部分（197頁） 平成30年度特別入試方法（私費外国人留学生）（案）の全ての不開示部分（199頁）</p>
--	---	---	--	--

		<p>点及び学務委員会等の開催日時を公にすることは、今後、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>(207頁)</p> <p>書類審査期間等の日程、入学試験実施に伴う委員等の情報及び配点を公にすることで率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>(213頁)</p> <p>第3年次編入学及び転部試験実施要項について(案)のうち、採点期間等の日程、入学試験実施に伴う委員等の情報、配点及び合格者の判定を公にすることで率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>④</p>		
--	--	--	--	--

		<p>特定学部第3年次編 入学試験採点・評価 基準を公にすること で、今後の入学試験 に関する検討におい て、率直な意見交換 や意思決定の中立性 が損なわれるおそれ があるため、法5条 3号に該当すること から、不開示とす る。</p> <p>⑤（715頁） 事務事業の適正な遂 行に支障を及ぼすお それがあるため、法 5条4号その他当該 事務又は事業の性質 上、当該事務又は事 業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれ があるものに該当す ることから、不開示 とする。</p> <p>（883頁） 個人の入試結果は、 他者に知られると本 人に不利益となる情 報であり、通常入手 し得る情報によって 個人を識別できない としても、一部の者 には個人を特定され ることが可能である ので、「特定の個人 を識別することはで きないが、公にする</p>		
--	--	---	--	--

		ことにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。		
不 開 示 部 分 4	各委員会委員の氏名等 ①入学試験委員会(特定学部) ②入学試験問題点検委員会 ③動物実験倫理委員会 ④心理学研究倫理審査委員会 ⑤入学試験委員会(全学) ⑥入学試験実施委員会 ⑦医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会 ⑧医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会 ⑨医歯学総合病院認定再生医療等委員会 ⑩入学資格審査検討専門委員会 ⑪人を対象とする研究等倫理審査委員会	①②⑤⑥⑩ 入学試験関係委員の氏名を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。 ③④ 当該委員会委員名を開示することは，委員会の審議(審査業務)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。 ⑦⑧⑨ 当該委員会委員名を開示することは，委員会事務の適正な遂	4号 ただし，③の事務職員の氏名部分は補充理由説明書において1号を追加	⑦ 全ての不開示部分(18頁) ⑧ 全ての不開示部分(18頁) ⑨ 全ての不開示部分(18頁) ⑩ 全ての不開示部分(58頁)

		<p>行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑪ 当該委員会委員名及び備考を公にすることにより、委員会の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>		
不開示部分5	<p>人事選考情報</p> <p>①教員定員要求書に係る情報</p> <p>②教員選考結果に係る情報</p> <p>③教員選考結果に係る情報（個人の情報）</p> <p>④特定組織教員選考委員会の設置に係る情報</p> <p>⑤全学教員定員調整</p>	<p>①（25頁） 教員選考に係る使用定員の退職教員の氏名、配置定員に係る職名及び採用予定年月日を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあり、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p>	<p>① 4号へ</p> <p>② 4号へ</p> <p>③ 1号</p> <p>④ 4号</p> <p>ただし、補充理由説明書において4号へを追</p>	<p>① 第471回特定学部教授会の教員定員要求書中の職名・採用予定年月日部分（25頁） 同教授会の第214回人文社会・教育学系運営委員</p>

	<p>委員会に係る情報</p>	<p>(55頁) 教員定員の配置要求内容のうち、配置定員に係る職名を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあり、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>(235頁) 教員定員の配置要求に関する情報を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>(241頁) 使用定員等、配置教員に関する事項及び採用予定年月日を公にすることで、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>②(231頁) 教員選考に係る教員氏名を公にすること</p>	<p>加 ⑤ 4号へ</p>	<p>会（議事概要）の職名部分（55頁） 第472回特定学部教授会の第147回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議議事概要（案）中の職名部分（235頁）</p>
--	-----------------	---	--	--

		<p>で、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>(257頁)</p> <p>教員選考結果に係る職名情報を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>(643頁)</p> <p>教員選考に係る氏名等の情報を公にすることは、事業及び事務の円滑な人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、法5条4号へに該当することから、不開示とする。</p> <p>③</p> <p>採用予定者に係る情報は、個人を識別することのできる情報であり、配置教員の職名及び採用予定年</p>		
--	--	---	--	--

		<p>月日等は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，採用予定者に係る情報を不開示にして通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>④ 人文社会・教育科学系教員選考委員会の構成及び構成員について明らかにすることは，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>		
不 開 示 部	組織改組等に係る情報	①（149頁ないし151頁）	① 3号	

<p>分 6</p>	<p>①新潟大学の大学院教育改革等に係る情報 ②特定学部の改組（カリキュラム改編）に係る情報 ③改組案への質問と考え方に係る情報 ④平成29年5月17日意見照会に対する回答に係る情報 ⑤大綱化入学者選抜システム等導入に係る情報 ⑥基礎資料に基づく改革案骨子に係る情報 ⑦基礎資料（各面からの示唆・要請に対する対応）に係る情報 ⑧特定学部改革案（3学部共通改革案含む）に係る情報 ⑨文字起こし中の学部長の説明</p>	<p>新潟大学の大学院教育改革に関する，検討段階における不確定な情報であり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。 （569頁ないし581頁） 新潟大学における教育組織改革の方向性に関する情報は，検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。 ②（173頁） 特定学部における教育カリキュラム体系に関する，検討段階における不確定な情報であり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。 （177頁及び178頁） 特定学部改組（カリ</p>	<p>② 3号 ③ 3号 ④ 4号 ⑤ 3号 ⑥ 3号 ⑦ 4号 ただし，理由説明書において4号へを追加 ⑧ 3号 ⑨ 3号</p>	
------------	---	---	--	--

	<p>キュラム改編)に関する, 検討段階における不確定な情報であり, 公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p> <p>③ 改組案へのご質問と考え方に関する情報を公にすることで, 率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p> <p>④ 会議中の発言者氏名を公にすることで, 今後, 会議における自由な発言・議論ができなくなるため。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条4号その他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する</p>		
--	---	--	--

		<p>ことから、不開示とする。</p> <p>⑤ 大綱化入学者選抜システム等導入に関する情報を公にすることで、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑥ 大綱化入学者選抜システム等導入に関する情報を公にすることで、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑦ 大綱化入学者選抜システム等導入に関する情報を公にすることは、事業及び事務の円滑人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため（原文ママ）、法5条4号へに該当することから、追加する（原</p>		
--	--	---	--	--

		<p>処分では4号を主張)。</p> <p>⑧ 特定学部改革案は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑨ 学部改組に関する情報は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>		
不開示部分7	議事概要・文字起こしに係る発言者の氏名・職名及び発言中の教授会構成員の氏名等	<p>(163頁) 教授会中の発言者氏名を公表することは、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>(877頁, 882</p>	4号	文字起こし中の発言者の氏名等のうち1枚目の上から3行目, 14行目, 17行目及び19行目, 6枚目の上から19行目及び32行目, 7枚目の上から1行目, 7行目, 16行目, 19行目, 21

		<p>頁ないし 886 頁， 891 頁ないし 895 頁，897 頁ないし 899 頁，901 頁ないし 905 頁及び 910 頁ないし 912 頁)</p> <p>発言者氏名を開示することで，教授会における自由な発言・議論ができなくなるため，法 5 条 4 号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>	<p>行目及び 29 行目，8 枚目の上から 12 行目，16 行目及び 18 行目，9 枚目の上から 1 行目，3 行目，14 行目，16 行目，20 行目，24 行目及び 27 行目，10 枚目の上から 1 行目，6 行目，11 行目，15 行目及び 17 行目，15 枚目の下から 3 行目及び 1 行目，16 枚目の上から 13 行目，19 行目及び 24 行目，17 枚目の上から 2 行目，7 行目，12 行目及び 18 行目，18 枚目の上から 1 行目，3 行目，13 行目及び 23 行目，21 枚目の上から 10 行目，22 枚目の下</p>
--	--	---	---

			<p>から 8 行目及び 1 行目, 2 3 枚目の上から 8 行目, 1 2 行目, 1 6 行目及び 1 8 行目, 2 5 枚目の上から 2 行目, 2 6 枚目の上から 4 行目, 2 7 枚目の上から 5 行目, 1 9 行目及び 3 2 行目, 2 8 枚目の上から 7 行目及び 1 4 行目, 2 9 枚目の上から 5 行目及び 9 行目, 3 4 枚目の上から 1 行目, 1 7 行目及び 3 0 行目, 3 5 枚目の上から 1 0 行目, 1 6 行目, 2 8 行目及び 3 0 行目並びに 3 6 枚目の上から 8 行目部分 文字起こし中の発言部分のうち教員の氏名等部分の全て (1 枚目の</p>
--	--	--	---

				上から4行目, 5行目, 7行目の右側, 16行目及び20行目の右側, 7枚目の下から5行目及び4行目, 9枚目の下から10行目, 10枚目の上から4行目, 5行目及び20行目, 25枚目の上から1行目, 27枚目の上から4行目, 6行目及び31行目, 28枚目の上から13行目, 29枚目の上から8行目, 33枚目の下から2行目, 34枚目の下から6行目並びに35枚目の上から15行目)
不 開 示 部 分 8	平成29年度開設授業科目の追加に係る情報	科目名, 開講学期及び担当教員に関する内部情報を公にすることで, 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある	4号	全ての不開示部分(229頁)

		ため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。		
不開示部分9	名誉教授候補者選考資料に係る情報	名誉教授候補者の氏名は、個人を識別することのできる情報であり、名誉教授候補者の退職年度は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、名誉教授候補者の氏名を不開示にして通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。	1号	
不開示部分10	平成29年度個人予算の配分方法（案）等に係る情報	予算執行組織（教員氏名等）の情報を公にすることにより、当該教員の研究活動等への支障があるため、法5条4号その	4号	

		他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。		
不開示部分 1	調査委員会及び懲戒委員会に係る情報 ①議事概要中の学生に係る情報 ②議事概要及び文字起こし中の調査委員会委員等に係る情報 ③調査報告書に係る情報	①（601頁） 学生の懲戒に係る本人に不利益の生じるおそれのある情報は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。 （695頁） 特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるた	① 1号 ② 議事概要は4号 文字起こし部分は3号 ただし，文字起こし部分は補充理由説明書において4号 柱書きを追加 ③ 教授会資料は4号 文字起こし部分は3号 ただし，補充理由説明書において1号を追加	① 全ての不開示部分（601頁及び695頁）

		<p>め、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>②（602頁）</p> <p>学生の懲戒に係る調査委員会委員名を公にすることで、事業及び事務の性質上当該事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>（695頁）</p> <p>事業及び事務の性質上当該事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>		
--	--	---	--	--

		<p>(877頁及び882頁) 懲戒委員会報告書を 開示することは、率 直な意見交換や意思 決定の中立性が損な われるおそれがある ため、法5条3号に 該当することから、 不開示とする。</p> <p>③(705頁ないし 712頁) 事務事業の適正な遂 行に支障を及ぼすお それがあるため、法 5条4号その他当該 事務又は事業の性質 上、当該事務又は事 業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれ があるものに該当す ることから、不開示 とする。</p> <p>(877頁ないし8 82頁) 懲戒委員会報告書を 開示することは、率 直な意見交換や意思 決定の中立性が損な われるおそれがある ため、法5条3号に 該当することから、 不開示とする。</p>		
不 開 示 部 分 1 2	一般社団法人国立大 学協会通常総会に係 る情報	国立大学協会平成2 9年度第1回通常総 会に関する検討中の 事項であるため、公	4号	全ての不開示 部分(621 頁及び622 頁)

		にすると事業及び事務の性質上当該事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。		
不開示部分13	平成30年度特定学部開設授業科目(案)に係る情報	(731頁ないし742頁) 開設授業科目(案)は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。 なお、899頁の発言者氏名部分(上から14行目)は、本来不開示とすべきところ、誤って公開としたもの。	3号 ただし、文字起こし部分の教授会構成員の発言部分は、補充理由説明書において4号柱書きを追加	平成30年度特定学部開設授業科目(案)の全て(731頁ないし742頁) 文字起こし中の当該案の説明部分(10枚目の下から11行目から15枚目の下から4行目までの部分)
不開示部分14	全学教員配置調整委員会に係る情報	教員人事に関する検討事項は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3	3号	全ての不開示部分(901頁)

		号に該当することから、不開示とする。 なお、902頁の発言者氏名部分（上から5行目）は、本来不開示とすべきところ、誤って公開としたもの。		
不開示部分 15	全国国公立大学特定学部連絡会議に係る情報	他大学の内部情報を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。 なお、908頁の発言者氏名（上から17行目）は、本来不開示とすべきところ、誤って公開としたもの。	4号	
不開示部分 16	平成29年9月分の音声記録	音声データを公開した場合、声質により個人を特定されるおそれがあり、教授会における自由な発言・議論に萎縮がoccur。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な	4号	

		遂行に支障を及ぼす おそれがあるものに 該当することから、 不開示とする。		
--	--	--	--	--